

平成23年10月
水産庁資源管理部管理課

今後の広域的な資源管理のための連携・協力の推進について

1 資源管理を推進するための連携・協力体制を維持・継続する必要性

- (1) 平成23年度末で資源回復計画制度は終了し、24年度以降は本年度から開始された資源管理・漁業所得補償対策に伴う資源管理指針・資源管理計画体制の下で、適切に資源管理を推進する必要。
- (2) これまでの資源回復計画に基づく管理措置の内容については、今後、
- ① 国または都道府県が作成する資源管理指針やそれに基づく資源管理計画に的確に反映させつつ、
 - ② 都道府県を跨る広域的な資源については、必要に応じて従来の協議体制も活用しつつ、関係者の連携・協力による取組が重要。
(ただし、都道府県毎に的確な管理措置が期待される場合など、必ずしも関係者間の協議の場の設置を求めるものではない。)
 - ③ また、資源状況や漁業実態の変化、管理措置の効果、漁業者負担等を勘案し、資源管理体制推進事業等の予算も活用しつつ、関係者間での協議を通じて適切に見直していく必要。

2 今後の広域的な資源管理のための具体的な連携・協力の進め方

- (1) 広域的な資源管理を適切に推進するため、国・都道府県という資源管理指針の単位を基本に、関係者間での連携・協力体制を構築する。
- (2) 関係する国・都道府県が連携・協力した広域的な資源管理の取組の対象、内容、体制等については、当該資源に関わる関係者間の協議に基づき決定されるべきものであるが、国として、関係者間の協議が円滑に進められるよう積極的に助言指導を実施。
必要に応じて、国(漁業調整事務所)が、関係者間の協議の場を設定するなどの役割を果たす。
- (3) 国は、都道府県からの資源管理指針の協議に際して、関係者間で合

意された管理内容等が適切に反映されるよう十分に注意しつつ対処する。

(4) また、これまで国が作成した資源回復計画は広域漁業調整委員会で協議し、必要に応じて委員会指示を出してきたところであり、広域漁業調整委員会においては、

① 本年度中に、国が作成した資源回復計画に係る取組状況及び目標達成状況を含めた総合的な評価・総括を行うとともに、国または都道府県が策定した資源管理指針等への反映状況を含め報告し、委員会指示が発出されている場合は、その維持・見直し(廃止・内容変更・新規導入)について検討。

② 次年度以降についても、資源回復計画制度終了後の広域的な資源管理の取組状況について適宜報告するとともに、必要に応じて委員会指示の維持・見直しを検討。

(5) 漁獲努力可能量(TAE)の設定は、資源回復計画に基づき関係者が行う漁獲努力量削減措置による効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために用いることとされてきたところ。資源回復計画終了後は、同計画で実施されていた資源管理措置は、国及び関係都道府県の資源管理指針に移行することを基本としていることから、これと連動して、従来、TAEが設定されていた魚種については、引き続きTAEを設定することとし、広域漁業調整委員会で報告するとともに、水政審(資源管理分科会)において平成24年のTAE設定を諮る。

3 その他

(1) 資源管理推進に係る予算措置に関しては、国の財政状況が厳しく、更に震災復興予算確保が求められることから、次年度はますます厳しい状況を想定。

(2) 国としては、限られた予算の中で、広域的な資源管理のための連携・協力の推進に要する経費、例えば、資源管理指針等の作成・見直しに資する広域的な資源を対象とした関係者間での協議や調査等に関しては、資源管理体制推進事業の補助対象経費として支弁可能。予算配分においても留意。

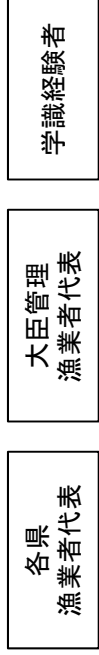
広域的な資源管理のための連携・協力の推進について

資源管理指針・資源管理計画体制では、管理主体の異なる漁業種間で連携・協力して広域的な資源管理に取り組む。国は、①資源管理の単位となる国、都道府県間での協議・調整を促進し、②広域漁業調整委員会での協議・委員会指示の発出や、③資源管理指針間のバランス調整、確認を通じて広域的な資源管理のための連携・協力を推進。

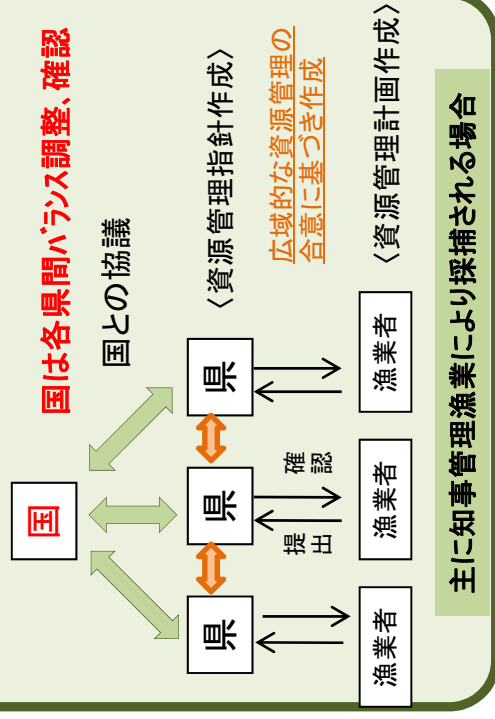
広域漁業調整委員会

漁業法に基づく国の機関
(事務局:水産庁(漁業調整事務所))

- 漁業者代表、学識経験者での協議
- 必要に応じて資源管理措置を担保する委員会指示

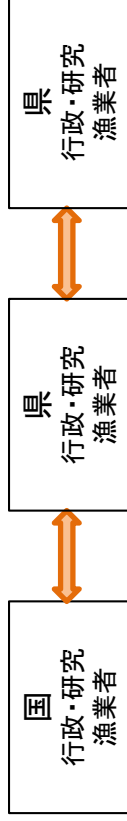


資源管理指針・計画



広域的な資源管理のための協議・調整

資源管理指針・計画の作成単位となる国、都道府県間での協議・調整



漁業管理主体である国(漁業調整事務所)・県の行政担当者、資源調査を行う研究者、関係漁業者により資源管理について協議

資源管理の内容(方針、措置等)の合意形成

協議の持ち方や合意内容の取扱い等は、対象となる魚種、漁業実態を踏まえて関係者間で決定